

伊勢原市健康増進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業（以下「健康増進事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業等の種類)

第2条 健康増進事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康手帳の交付
- (2) 健康教育
- (3) 健康相談
- (4) 訪問指導
- (5) 歯周病検診
- (6) 肝炎ウイルス検診
- (7) 健康診査
- (8) 保健指導
- (9) がん検診

(健康手帳の交付)

第3条 健康手帳は、健康診査、保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的に交付する。

2 健康手帳は、市内に居住地を有し、当該年度内に満40歳から満64歳までに達する者で、次に掲げる者のうち、健康手帳の交付を希望するものに交付する。

- (1) 健康教育、健康相談、訪問指導又は健康診査を受けた者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に基づく特定健康診査、同法第125条第1項に基づく健康診査又は法第19条の2に基づく健康増進事業等を受けた者
- (3) 市長が必要と認める者

(健康教育)

第4条 健康教育は、生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、自らの健康は自らが守るという認識と自覚を高めるとともに、生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病の予防に資することを目的とする。

2 健康教育の対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に居住地を有し、当該年度内に満40歳から満64歳までに達する者。ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。
- (2) 満39歳以下の者で健康教育の趣旨に基づき、健康教育を実施すること

が必要であると市長が判断したもの

3 健康教育の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団健康教育

- ア 一般健康教育
- イ 歯周病健康教育
- ウ 骨粗しょう症（転倒予防）健康教育
- エ 病態別健康教育
- オ 薬健康教育

(2) 個別健康教育

- ア 高血圧個別健康教育
- イ 脂質異常症個別健康教育
- ウ 糖尿病個別健康教育
- エ 喫煙者個別健康教育

4 個別健康教育の実施担当者は、個別健康教育を実施するに当たり、対象者ごとの記録票に、氏名、年齢、第2条第5号から第9号までに規定する事業（以下「健康診査等」という。）の結果、健康教育の指導状況（日時、指導内容、設定目標の要点等）及び検査結果の推移等を記録するものとする。

（健康相談）

第5条 健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

2 健康相談の対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に居住地を有し、当該年度内に満40歳から満64歳までに達する者。ただし、健康相談の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。
- (2) 満39歳以下の者で健康相談の趣旨に基づき、健康相談を実施することが必要であると市長が判断したもの

3 健康相談の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 重点健康相談

- ア 高血圧健康相談
- イ 脂質異常症健康相談
- ウ 糖尿病健康相談
- エ 歯周病健康相談
- オ 骨粗しょう症健康相談
- カ 病態別健康相談

(2) 総合健康相談

（訪問指導）

第6条 訪問指導は、療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握

し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 訪問指導の対象者は、次のとおりとする。

(1) 市内に居住地を有し、当該年度内に満40歳から満64歳までに達する者であって、その心身の状況や置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められるもの。ただし、訪問看護ステーション利用者はこの限りではない。

(2) 満39歳以下の者及びその介護者等で市長が特に必要と判断したもの

3 訪問指導は、おおむね次に掲げる内容について実施する。

(1) 家庭における療養方法に関すること（栄養、運動、口腔衛生その他家庭における療養方法に関する指導）。

(2) 介護を要する状態になることの予防に関すること（閉じこもりの予防、転倒の予防、その他の介護を要する状態になることの予防のために必要な指導）。

(3) 家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

(4) 家族介護を担う者の健康管理に関すること。

(5) 生活習慣病の予防等に関すること。

4 訪問指導は、原則として月1回以下とする。ただし、訪問の頻度については、関係機関との調整を十分に行い、緊急性、問題の複雑性及び家族関係を総合的に判断し、訪問の目的を明確にした上で決定する。

5 訪問指導を実施するに当たり関係職種の訪問を必要とする場合は、訪問指導を行う者は、関係職種が関わる目的及び目標について提示し、情報の共有と問題解決を図るものとする。

6 訪問指導を行った者は、その状況（対象者の氏名、年齢、訪問指導計画、指導内容等）を記録し、所属長に報告するとともにその内容を分析、評価することにより、事後の訪問指導に資するものとする。

7 訪問指導の担当者は、訪問指導の実施に当たり必要に応じ主治医等と連携を図り、協議又はその指示に基づき実施するとともに介護支援専門員、民生委員及びその他の関係者との連携並びに保健福祉事務所、福祉関係機関、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、民間団体、ボランティア及びその他の住民組織等との連携を図り、必要な協力を得るものとする。

（地域支援事業との連携）

第7条 次に掲げる事業の主管課は、満65歳以上の者については、介護予防の観点から地域支援事業において実施されることから、地域支援事業の主管課と十分な連携を図ることとする。

(1) 健康教育

(2) 健康相談

(3) 訪問指導

(歯周病検診)

第8条 歯周病検診は、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう歯の喪失を予防することを目的とする。

2 歯周病検診は、問診及び歯周組織等口腔内の状況を検査する歯周病検診を行い、歯周病検診マニュアル2015に基づき結果を判定するとともに、指導区分に基づく指導を実施するものとする。

3 市長は、前項に規定する検診の結果、必要があると認められる者に対して、保健指導その他必要な指導を行うものとする。

4 第2項に規定する検診の記録は、氏名、年齢、住所、問診及び検診の結果、指導区分並びにその他必要な事項について、伊勢原市歯周病検診記録票に記録するものとする。

5 市長は、歯周病検診の結果、精密検査を必要とする者の精密検査の結果等について精密検査を実施した医療機関の長から報告を求めることができる。

6 市長は、前項の報告をした者に対して、精密検査結果等連絡費として1件につき200円の報償を支払うものとする。

(肝炎ウイルス検診)

第9条 肝炎ウイルス検診は、肝炎の感染状況を早期に把握することにより必要な指導や治療の促進を図り、肝炎による健康障害を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。

2 肝炎ウイルス検診は、問診、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査を行う肝炎ウイルス検診並びに肝炎ウイルス検診の結果に基づく指導を実施するものとする。

3 前項に規定する検診の記録は、氏名、住所、問診及び検診の結果並びにその他必要な事項について伊勢原市健康診査追加健診記録票に記録するものとする。

(健康診査)

第10条 健康診査は、疾病を早期に発見し早期治療につなげること及び健康診査の結果を踏まえた保健指導を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進することを目的とする。

2 健康診査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 39歳以下健康診査

(2) 一般健康診査

3 健康診査は、健康増進事業実施指導者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号）に基づいて実施し、指導するものとする。

(保健指導)

第11条 保健指導は、市内に居住地を有する健康増進法施行規則（平成15

年厚生労働省令第86号)第4条の2第5号に規定する者に対し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)に準じた保健指導を行うものとする。

(がん検診)

第12条 がん検診は、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的とする。

2 がん検診の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 胃がん検診
- (2) 子宮がん検診
- (3) 肺がん検診
- (4) 乳がん検診
- (5) 大腸がん検診
- (6) 前立腺がん検診

3 前項第1号から第5号までに規定するがん検診は、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に基づいて実施し、指導するものとする。ただし、乳がん検診及び子宮がん検診の実施回数及び検診項目についてはこの限りではない。

4 第2項第6号に規定するがん検診は、PSA検査を実施する。

5 市長は、がん検診の結果を郵送等で受診者に通知するものとする。

6 市長は、がん検診の結果、精密検査等を必要とする者の検査の結果等について精密検査等を実施した医療機関の長から報告を求めることができる。

7 市長は、前項の報告をした者に対して、精密検査結果等連絡費として1件につき200円の報償を支払うものとする。

(自己負担金の徴収)

第13条 歯周病検診、肝炎ウイルス検診、健康診査及びがん検診の受診者は、当該検診の実費に相当する額の一部(以下「自己負担金」という。)を当該検診を実施した医療機関(以下「実施医療機関」という。)に支払わなければならない。

(対象者及び自己負担金の額)

第14条 歯周病検診、肝炎ウイルス検診、健康診査及びがん検診の対象者並びに前条に規定する自己負担金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(自己負担金の免除)

第15条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する受診者については、自己負担金を免除することができる。ただし、39歳以下健康診査については、この限りではない。

- (1) 当該年度内に満70歳以上に達する者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属す

る者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する者

(4) 申請の時点で把握できる最新の課税年度における市県民税が非課税の世帯に属する者

2 前項第2号、第3号及び第4号の規定により自己負担金の免除を受けようとする者は、別表第2に定める検診区分に応じた申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を別表第2に定める検診区分に応じた免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 第1項第2号、第3号及び第4号に規定する自己負担金の免除を受けようとする者は、受診の際に前項の規定に基づき通知された免除決定通知書を実施医療機関に提出しなければならない。

（検診結果の報告）

第16条 実施医療機関は、検診結果を月ごとにとりまとめ、速やかに市長に報告するものとする。ただし、集団検診で実施するものは、検診日ごとにとりまとめるものとする。

（費用の請求）

第17条 実施医療機関は、第14条に規定する自己負担金を徴収した場合、委託料から自己負担金を差し引いた額を市長に請求するものとする。

2 前項に規定する請求は、月ごとに取りまとめ、次の各号に掲げる請求区分により当該各号に定める請求書に検診結果を添付して市長に提出するものとする。ただし、市長が認めたときは、実施医療機関において作成する請求書に代えることができる。

(1) 歯周病検診 歯周病検診委託料請求書

(2) 肝炎ウイルス検診、一般健康診査、前立腺がん検診及び肺がん検診（施設） 健診等委託料請求書

(3) がん検診（前立腺がん検診を除く。）

ア 胃がん検診 胃がん検診委託料請求書

イ 子宮がん検診 子宮がん検診委託料請求書

ウ 肺がん検診（集団） 肺がん検診委託料請求書

エ 乳がん検診 乳がん検診委託料請求書

オ 大腸がん検診 大腸がん検診委託料請求書

3 実施医療機関は、前項に規定する費用の請求をする場合において、第15条第4項の規定により受診者から免除決定通知書の提出を受け、自己負担金の免除をした場合は、当該免除決定通知書を添付するものとする。

(実施計画の策定)

第18条 市長は、健康診査等の実施方法、実施時期及び実施場所等を定める実施計画を作成するに当たっては、医師会、歯科医師会等の理解と協力を得るとともに、保健所、医療機関、検診団体等関係機関と十分に調整を図るものとする。また、地域の実情を十分考慮し、受診しやすい方法、時期、場所を選定するとともに年間を通じて受診できる体制を整備するよう努めるものとする。

2 健康診査等の実施に当たっては、広報や個別の通知等により、その意義や実施の日時、場所、方法等をあらかじめ地域住民に周知するものとする。

(精度管理及び評価)

第19条 検診データを時系列的に把握するとともに検査方法、受診率、受診者の年齢分布、初回受診者の割合、事後指導の実施状況等を検討し、健康診査等の精度の向上及び維持を図ることに努める。また、必要に応じて健康診査等の実施を委託した機関に対して指導を行うとともに、健康診査等の結果及び効率について評価する。

(体制整備)

第20条 市長は、健康診査等が円滑に行われるよう精密検査機関の確保等の体制整備に努めるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(伊勢原市健康増進事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

(1) 伊勢原市健康増進事業実施要綱（昭和58年伊勢原市告示第27号）

(2) 伊勢原市健康手帳交付事業実施要領（昭和58年伊勢原市告示第65号）

(3) 伊勢原市健康教育事業実施要領（昭和58年伊勢原市告示第66号）

(4) 伊勢原市健康相談事業実施要領（昭和58年伊勢原市告示第67号）

(5) 伊勢原市機能訓練事業実施要領（昭和58年伊勢原市告示第68号）

(6) 伊勢原市がん検診実施要領（昭和62年伊勢原市告示第35号）

(7) 伊勢原市訪問指導事業実施要領（平成16年伊勢原市告示第32号）

(8) 伊勢原市歯周疾患検診実施要領（平成16年伊勢原市告示第34号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の告示に基づいて行った処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市健康増進事業実施要綱の

規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市健康増進事業実施要綱の規定は、平成２６年１０月１日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市健康増進事業実施要綱の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年６月２９日告示第９２号）

この告示は、平成３０年７月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日告示第５６号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日告示第７２号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月１３日告示第３０号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和８年３月３１日告示第８７号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表第 1（第 14 条関係）

種類		対象者	自己負担金
集団検診	胃がん検診		1, 200 円
	大腸がん検診		500 円
	肺がん検診	胸部エックス線検査 喀痰細胞診	200 円
			600 円
	乳がん検診	マンモグラフィ検査	1, 500 円
	子宮がん検診		900 円
	39 歳以下健康診査		市長が定めた額
施設検診	歯周病検診		500 円

	肝炎ウイルス検診	市内に居住地を有し、当該年度内に満４０歳、満４５歳、満５０歳、満５５歳、満６０歳、満６５歳又は満７０歳に達する者で、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ、市が契約する医療機関において特定（一般）健康診査又は追加健康診査を受診するもの	１，２００円
	一般健康診査	市内に居住地を有し、当該年度内に満４０歳以上に達する者で生活保護受給世帯に属するもの、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支	１，５００円

		援給付を受けている世帯に属するもの及び市が実施することが適当であると認めたもの	
乳がん検診	マンモグラフィ検査	市内に居住地を有し、当該年度内に満４０歳以上に達する女性	１，５００円
子宮がん検診	頸部細胞診	市内に居住地を有し、当該年度内に満２０歳以上に達する女性	１，７００円
	体部細胞診	頸部細胞診受診者で問診等の結果必要と判断されたもの	１，１００円
前立腺がん検診		市内に居住地を有し、当該年度内に満５０歳以上に達する男性で伊勢原市が契約する医療機関において特定（一般）健康診査を受診するもの	６００円
肺がん検診	胸部エックス線検査	市内に居住地を有し、当該年度内に満４０歳以上に達する者で伊勢原	２００円

			市が契約する医療機関において特定（一般）健康診査を受診するもの	
--	--	--	---------------------------------	--

別表第 2（第 15 条関係）

検診区分	申請書	免除決定通知書
歯周病検診	伊勢原市歯周病検診自己負担金免除申請書	伊勢原市歯周病検診自己負担金免除決定通知書
肝炎ウイルス検診	伊勢原市特定健康診査自己負担金免除申請書	伊勢原市特定健康診査自己負担金免除決定通知書
一般健康診査		
前立腺がん検診		
肺がん検診（施設）		
がん検診	伊勢原市がん検診自己負担金免除申請書	伊勢原市がん検診自己負担金免除決定通知書